

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人愛媛大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第3条第3項の規定に基づき、国立大学法人愛媛大学（以下「大学」という。）の教員の任免、研修等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で「部局長」とは、副学長（教育職員俸給表Ⅰ適用者に限る。）、各学部長、大学院医学系研究科長、大学院理工学研究科長、大学院農学研究科長、大学院連合農学研究科長、図書館長及び医学部附属病院長をいう。

2 この規程で「校長」とは、附属学校の校長及び園長をいう。

3 この規程で「大学教員」とは、大学の教授、准教授、講師（常時勤務する者に限る。）、助教及び助手をいう。

4 この規程で「附属学校教員」とは、附属学校の副校長、副園長、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師（常時勤務する者に限る。）をいう。

5 この規程で「配置換」とは、所属を変更させることをいう。

(採用及び昇任の方法)

第3条 大学教員の採用及び昇任は、選考によるものとする。

2 大学教員の採用及び昇任のための選考の基準は、教育研究評議会（以下「評議会」という。）の審議を経て、学長が定める。

3 大学教員の選考を開始する場合は、人事管理委員会において当該教員選考の必要性・有効性等について審議する。

4 前項による審議を経て大学教員の選考を実施する場合は、第2項の基準により、各学部（理学部、医学部、工学部及び農学部を除く。）の教授会、大学院医学系研究科教授会、大学院理工学研究科教授会、大学院農学研究科教授会、大学院連合農学研究科委員会、大学院医農融合公衆衛生学環委員会、大学院地域レジリエンス学環委員会、未来価値創造機構未来価値創造戦略会議、教育・学生支援機構教育学生支援会議、研究・産学連携推進機構研究・産学連携推進会議、地域協働推進機構地域協働推進会議、国際連携推進機構国際連携推進会議、デジタル情報人材育成機構デジタル情報人材育成会議、先端研究院先端研究院会議又はイノベーション創出院イノベーション創出院会議（以下「教授会等」という。）において審議し、当該教授会等はその結果を人事委員会に報告する。

5 人事委員会は、前項の報告の内容について審議する。

6 第4項の教授会等の選考によらない大学教員の採用及び昇任のための選考は、第2項の基準により、人事委員会において審議する。

7 学長は、前2項に掲げる手続を経て、大学教員の採用及び昇任について選考し、決定する。

8 附属学校教員の採用及び昇任は、別に定めるところにより、学長が選考し、決定する。

9 部局長及び校長等は、別に定めるところにより、学長が選考し、決定する。

(任期を定めた雇用)

第4条 大学教員については、任期を定めた雇用を行うことができる。

2 前項の雇用に関する必要な事項は、国立大学法人愛媛大学教員の任期に関する規程の定めるところによる。

(配置換及び出向)

第5条 就業規則第12条第1項から第4項までの規定に基づき、配置換又は出向（以下この条において「異動」という。）を命ぜられた大学教員のうち、当該異動に異議がある者は、その理由を付して、書面により学長に申し立てることができる。

2 前項による申立てがあったときは、申立て理由が正当か否かを評議会において審議するものとする。

3 学長は、前項の審議の結果を受けて、異動の可否を決定するものとする。

(降任、解雇及び解任)

第6条 就業規則第11条及び第28条の事由に該当し、降任又は解雇の予告を受けた大学教員のうち、当該処分に異議がある者は、その理由を付して、学長に申し立てることができる。部局長の解任についても、同様とする。

2 前項による申立てがあったときは、申立て理由が正当か否かを評議会において審議するものとする。

3 学長は、前項の審議の結果を受けて、処分の可否を決定するものとする。

第7条 削除

(定年)

第8条 大学教員の定年は、就業規則第22条の規定にかかわらず、満65歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日をもって退職する。

第9条 削除

(勤務成績の評定)

第10条 附属学校教員の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、学長が行う。

(試用期間)

第11条 附属学校の教諭の試用期間は、就業規則第9条第1項ただし書きの規定に基づき、1年とする。

2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法により正式採用された公立学校の教頭、教諭、養護教諭又は栄養教諭が交流協定に基づく人事交流により引き続き本学の附属学校教員に採用された場合は、就業規則第9条の規定は適用しない。

第12条 削除

第13条 削除

第14条 削除

(大学院修学休業)

第15条 附属学校の教諭、養護教諭及び栄養教諭は、学長の許可を受けて、3年を超えない範囲内で年を単位として定める期間、大学（短期大学を除く。）の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程に在学してその課程を履修するための休業（以下「大学院修学休業」という。）をすることができる。

2 大学院修学休業をしている期間については、給与を支給しない。

3 大学院修学休業に関し必要な事項は、別に定める。

(助教及び助手の特例)

第16条 大学の助教及び助手については、評議会の審議を経て、この規程に規定するものとは別に選考等の手続方法を定めることができる。

(教員以外の者に対するこの規程の準用)

第17条 附属高等学校の実習助手については、この規程の附属学校教員に関する規定を準用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年3月8日から施行し、平成18年3月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 本規程施行の前日に教務職員として本学に在職し、引き続き施行日において助手に配置換えとなった者の定年は、第8条の規定にかかわらず、満60歳とする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月14日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 14 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 10 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 9 月 14 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 5 年 2 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 5 月 14 日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

2 医学部、医学系研究科及び附属病院における教員の選考については、当分の間、第 3 条第 3 項の審議の対象とはしない。